**平成２１年（フ）第１０６１号**
兵庫県篠山市今田町上立杭１―180、開始決定時の住所大阪府東大阪市若江西新町３丁目５番９号
破産者　米田　文宥
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第４８２７号**
大阪市北区西天満５丁目１－９　南森町東洋ビル、商業登記簿上の本店所在地大阪府守口市大日町２丁目96番の３
破産者　日本通商株式会社
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７１２号**
堺市堺区宿屋町西１丁１番22号
破産者　野村興業株式会社
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２０年（フ）第９７９号**
兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目24番23号　ダイケン武庫之荘パンシオンＨ―101号
破産者　田宮　勇気
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第１０８号**
兵庫県西宮市室川町４番20号ニュー室川ビル301号
破産者　株式会社古川
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第２７７号**
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目31番５号
破産者　有限会社エムエーカンパニー
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第８１７号**
兵庫県尼崎市稲葉荘４丁目16番21号中村方、商業登記簿上の本店所在地兵庫県西宮市甲子園口３丁目16番11号
破産者　有限会社プログレスプランニング
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第１６６号**
岡山県浅口市鴨方町六条院東1605番地
破産者　株式会社モリプラ
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２１年（フ）第８号**
香川県高松市木太町2565番地
破産者　株式会社サンメイト
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２０年（フ）第１４２８号**
福岡県行橋市行事４丁目19番１号
破産者　株式会社アクト
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第５１号**
北海道夕張郡栗山町中央２丁目37番地
破産者　有限会社ヨネタ包装
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２１年（フ）第２４号**
北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉１丁目６番11号
破産者　株式会社たかだ
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

**平成２１年（フ）第４０９号**
埼玉県越谷市千間台西３丁目４番地パークタウン２―103、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区新富１丁目８番９号内田ビル４階
破産者　有限会社インスパイア・コミュニケーションズ
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２１年（フ）第１１０号**
三重県鈴鹿市住吉３丁目２番36号
破産者　株式会社アクテムジャパン
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第３５７号**
滋賀県湖南市菩提寺2364、商業登記簿上の本店所在地滋賀県甲賀市水口町東名坂179番地５
破産者　株式会社滋賀マイカー
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３０号**
大分県中津市耶馬溪町大字戸原1109番地の１
破産者　有限会社野中ハーネス
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

**平成２１年（フ）第２２１４号**
福岡県太宰府市水城２丁目18番８号
破産者　有限会社石井組
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１７９０号**
福岡市中央区那の川２丁目11番24号
破産者　有限会社イーアンドテイ設計事務所
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成１９年（フ）第３４７号**
山形県東村山郡中山町大字長崎505番地
破産者　株式会社大関組
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

**平成２０年（フ）第６４２号**
佐賀県佐賀市大和町大字東山田2688番地６
破産者　有限会社岡プラスチック
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２０年（フ）第１０５７号**
栃木県小山市大字間々田789番地59
破産者　三井　**楙**子
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係